

「情報セキュリティ監査基準改正案等」に対する意見公募要領

令和7年2月3日
経済産業省商務情報政策局
サイバーセキュリティ課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

経済産業省では、国際標準に準拠した「情報セキュリティ監査基準」（平成15年経済産業省告示第114号）及び「情報セキュリティ管理基準」（平成28年経済産業省告示第37号）を定め、これに基づく情報セキュリティ監査制度を運用しています。

今般、情報セキュリティマネジメントに関わる国際規格（ISO/IEC 27001、27002）が改正され、また情報セキュリティ監査制度を取り巻く環境に変化があったことを受け、情報セキュリティ監査基準の改正案等を作成しました。

本改正案は、当該国際規格の改正に基づいた改正内容となっていますが、それ以外にも、外部有識者の御意見等も踏まえ、「情報セキュリティ管理基準」に付されている条項番号（JIS Q 27001/27002に基づき付記している番号）の付記方法を見直し、より分かりやすいものとしているほか、リスクの特徴を考慮した監査を行う旨の説明を加え、また、「保証型監査」や「助言型監査」の説明を見直すなど、情報セキュリティ監査制度に基づき、監査人が適正かつ円滑な監査業務を実施することを念頭に、必要な改正を行っています。そのほか、「個別管理基準（監査項目）策定ガイドライン」については、その目的を明らかにする観点から、名称を「情報セキュリティ管理基準活用ガイドライン」に変更しています。

つきましては、情報セキュリティ監査基準の改正案等について、広く国民の皆様から御意見を頂きたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

なお、寄せられた御意見については、整理した上で検討の結果を公表することとしておりますが、個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

2. 意見公募の対象

- 「情報セキュリティ監査基準改正案」
- 「情報セキュリティ監査基準実施基準ガイドライン改正案」
- 「情報セキュリティ監査基準報告基準ガイドライン改正案」
- 「情報セキュリティ管理基準改正案」
- 「情報セキュリティ管理基準活用ガイドライン案」

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年2月3日（月）～令和7年3月5日（水） 19：00 必着

5. 意見提出先・提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における当該の「意見提出フォーム」に御意見等を

入力し、提出してください。

なお、電子政府の総合窓口（e-Gov）のご利用が難しい場合は、別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（１）郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒１００－８９０１

東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課

パブリックコメント担当 宛て

（２）ＦＡＸ

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見をご記入の上、下記のＦＡＸ番号宛にお送り下さい。

ＦＡＸ番号：（０３）３５８０－６２３９

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

６．その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、ＦＡＸ番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「情報セキュリティ監査基準改正案等」
に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	